



教労

NEWS

第385号
2024年8月22日

愛知県教職員労働組合協議会

Topic 1

勤務の割り振り変更簿の必要性について明言

7月12日県教委交渉 「確認書」確定

7月に行われた愛教労と県教委との交渉内容について、このほど「確認書」が確定しました。交渉のあり方については未だ課題は残しつつも、県教委側から誠意ある合理的な回答も得られた交渉となりました。以下内容を抜粋・要約して掲載します。
【 議長：岩澤 】

1 勤務の割り振りについて

割り振り変更簿はなぜ必要かという愛教労の問いに対し、県教委は**公務災害等が発生した場合に校長の管理責任を証明すること、校長の立場を守ることに繋がる**との見解を示しました。また、これが多忙化解消に繋がるかの問いに対し、県教委は**勤務時間管理の意識を高める効果が期待できると**の見解を示しました。

また、未だ割り振り変更簿を整備しない市町村に対し早急に整備することを求める通知を発するよう愛教労が求めたところ、県教委は**例年11月に行っている調査の際、割り振り変更簿の説明や様式等を加える形式で周知すること**を検討すると回答しています。



2 非常勤講師への期末勤勉手当 支給について

非常勤講師で期末勤勉手当を受けている者の割合について愛教労が質したところ、県教委は**20%以下、おそらく15~16%である**と回答しました。8割の非常勤講師が怒るのはボーナスの時期になって自分だけ出ないことを知らされるからです。これではますます教員不足が拡がりかねません。非常勤講師採用時に年間勤務時間を計算し期末勤勉手当が支給されるか否かを示すよう愛教労が求めたのに対し、県教委は**明確な立場を示しません**でしたが、**計算式を示すことは可能である**と述べました。

3 教職員未配置・未補充 の問題について

令和6年度当初も欠員が減少しておらず、新たな対策を講じることを愛教労は求めました。これに対し県教委は**正規教員不足の責任は県教委にある**、またその一因として**教員の多忙な状況が改善されないことがある**との見解を示しました。

また、県教委は**校務主任は必ずしも置かなくともよい**として、**学級担任の業務を担うことは当然ありう**との見解も示しています。

4 産育休取得者代替の前倒し加配について

8月1日から9月末日までの産育休取得者に県独自で前倒し加配を行うよう愛教労が求めたところ、県教委は**国の制度に沿って実施していく**として、**国に対して拡大を要望していく**と回答しました。



愛知県における
任意団体等による
「名簿・金品授受」
に関するアンケートはこちら▶

